

適性試験に関する参考資料集

法科大学院適性試験について

1. 目的

法科大学院の入学者選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す「法科大学院適性試験」を実施。

2. 実施機関

適性試験管理委員会(平成23年度より)

※平成22年度までは、次の2機関でそれぞれ実施。

- ・独立行政法人 大学入試センター
- ・適性試験委員会(財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会)

3. 実施概要(平成27年度)

区分	第1回	第2回
試験実施期日	平成27年5月31日(日)	平成27年6月14日(日)
問題構成等	第1部(論理的判断力) 40分 第2部(分析的判断力) 40分 第3部(長文読解力) 40分 第4部(表現力) 40分 ※第1～3部 多肢択一・マークシート式 第4部 論述式	
受験料	16,200円(各1回)	

4. 志願者数・受験者数の推移

<平成15年度～平成22年度> (人)

	大学入試センター		適性試験委員会	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	39,350	35,521	20,043	18,355
平成16年度	24,036	21,429	13,993	12,249
平成17年度	19,859	17,872	10,725	9,617
平成18年度	18,450	16,680	12,433	11,213
平成19年度	15,937	14,323	11,945	10,798
平成20年度	13,138	11,870	9,930	8,940
平成21年度	10,282	9,370	8,547	7,737
平成22年度	8,650	7,909	7,820	7,066

※大学入試センターの受験者数については、追試験受験者数を含む。

<平成23年度～平成27年度> (人)

	第1回		第2回		実人数	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成23年度	5,946	5,481	7,386	6,692	7,829	7,249
平成24年度	5,185	4,753	5,967	5,391	6,457	5,967
平成25年度	4,387	4,008	4,964	4,486	5,377	4,945
平成26年度	3,599	3,338	4,068	3,642	4,407	4,091
平成27年度	3,153		3,541			

※平成27年度の志願者数は速報値。

法科大学院全国統一適性試験実施会場一覧

実施年月日	札幌	仙台	東京	神奈川	新潟	金沢	愛知	京都	大阪	兵庫	岡山	広島	高松	福岡	熊本	鹿児島	沖縄
平成23年	第1回:5月29日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2回:6月12日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成24年	第1回:5月27日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2回:6月10日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成25年	第1回:5月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2回:6月9日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成26年	第1回:5月25日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2回:6月8日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成27年	第1回:5月31日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2回:6月14日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※「○」は実施,「-」は実施せず

※適性試験については、平成23年より適性試験管理委員会が統一的に実施

※新潟大学、香川大学、鹿児島大学は平成27年4月より学生募集を停止

適性試験に関する法令上の規定

専門職大学院設置基準

(法科大学院の入学者選抜)

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 **法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。**

【参考】

■平成13年6月 司法制度改革審議会意見

新たな法曹養成制度として、法科大学院制度の創設を提言し、その制度設計の要点を提示。法科大学院の入学試験については、以下のとおり適性試験を行うことを指摘。

- 入学試験においては、法学既修者であるか否かを問わず、全ての出願者について適性試験（法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を行う。
- 適性試験は統一的なものとするのが適切。

■平成14年3月 司法制度改革推進計画【閣議決定】

- 司法制度改革審議会意見を踏まえ、学校教育法上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成16年4月からの学生の受入れ開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる。

■平成14年4月 「法科大学院協会設立準備会」発足

- 法科大学院の創設に向けた諸準備に係る検討及び各大学間の連絡調整を行う。

■平成14年7月 自由民主党司法制度調査会報告「新たな法曹養成制度の理念を求めて」

- 入学選抜に当たって、判断力・思考力・分析力等の一般的な資質を試す統一適性試験を実施する。
- 入学のための統一適性試験については、思考力や分析能力等を判定するため、そのような問題作成に習熟し、適切かつ全体的な成績評価及び結果分析を行い得る専門家を擁し、全国的で大規模な試験を継続的に実施することができる人的・物的資源を有する組織によって実施されるべき。

■平成14年8月5日 中央教育審議会答申「法科大学院の設置基準等について」

- 入学選抜方法のうち入学試験に関しては、法学既修者と法学未修者との別を問わずすべての出願者について、適性試験（法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を実施。

中央教育審議会における適性試験に関する報告（抜粋）

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」

（平成 21 年 4 月 17 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

第 1 入学者の質と多様性の確保

2. 適性試験の改善

〈適性試験の在り方〉

法科大学院の入学者選抜では、適性試験、小論文、面接などの総合判定で合否が決定されているが、適性試験の成績と法科大学院の成績の間に強い相関関係は認められないため、年々、適性試験の成績の配点の比重を下げる法科大学院が増えている。

適性試験は、法科大学院入学時に、法科大学院における学修の前提として要求される法律以外の能力を測るものであり、法律そのものの試験ではないので、必ずしも法科大学院の成績や司法試験の成績と相関関係が強くないが、そこで測定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は高度専門職業人として備えるべき資質・能力である。このため、法科大学院の入学者選抜においては、他の成績と合わせた総合判定の考慮要素の一つとして、または、もっぱら入学最低基準点として、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。

〈適性試験の統一的な入学最低基準点〉

適性試験の得点も含む総合判定方式で合否を決定する場合であっても、適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。

統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関において、毎年の総受験者数、平均点、得点分布状況や標準偏差など諸要素を考慮しながら、当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである。この目安については、将来的に、受験者の状況等を踏まえながら、適切な時期に再度の検証をすることが求められる。

認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。

このような適性試験の運用の厳格化に伴って、適性試験の年複数回の実施などの工夫により、法科大学院の入学者希望者に幅広い受験機会を付与することを確保するとともに、将来的には、各年の試験の難易度を調整し、試験結果の複数年の利用についても検討することが望まれる。

各法科大学院においては、入学者の適性試験の平均点や最低点などの状況を公表し、入学希望者や社会に対して適切に情報を提供することが求められる。

〈適性試験の内容等の改善〉

適性試験は、多様な経歴を有する者について、法科大学院における学修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質・能力を測る共通の方法として、すべての法科大学院において有効かつ適正に活用されるよう、その内容・方法について更なる改善が図られる必要がある。

その際、受験技術のトレーニングを積んだ者が対応しやすい試験となっているのではないかとの指摘もある中で、基本的な能力を問う多肢選択方式を基本とし、受験技術等による安易な対策が図りにくい試験となるよう配慮されるべきである。

なお、適性試験は、現在、大学入試センター及び日弁連法務研究財団の2機関でそれぞれ実施されているが、適性試験の一層の公正かつ安定的な実施を図るため、それを用いて入学者選抜を行う法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、その統一化を図られる必要がある。そのためには、法科大学院関係者と適性試験実施機関（大学入試センター及び日弁連法務研究財団）との間で、早急に、その統一化の検討が進められることが望まれる。

また、表現力の評価について、日弁連法務研究財団においては、論文試験として実施しているが、その評価は各法科大学院に委ねており、大学入試センターの適性試験においては、文章の並べ替え等の多肢選択式試験をもって表現力の評価を実施している。表現力を適切に評価するための統一的な実施・採点体制の構築は、多大な人的負担を伴うため、大学入試センターの適性試験にある多肢選択式試験及び日弁連法務研究財団で実施されている各法科大学院に評価を委ねる論文試験の組み合わせの在り方について、統一後の適性試験実施機関において検討することが必要である。

「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」

（平成24年7月19日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

I これまでの改善状況と主な課題

1. 特別委員会報告に基づくこれまでの改善状況

〈入学者の質の確保〉

（略） 適性試験についても、特別委員会報告において、適性試験の統一的な入学最低基準点の設定に係る考え方が示された。これについては、更に本特別委員会において検討を行い、入学後の学修状況や司法試験合格状況等を考慮し、入学最低基準点を総受験者の下位から15%を基本として各法科大学院が設定すること、及び法科大学院の募集要項等に明示することの必要性を明らかにしたところである。

III 今後検討すべき改善方策

4. 法科大学院教育の質の改善等の促進

〈入学者選抜の改善〉

適性試験については、既に本特別委員会としても、各法科大学院において適性試験の総受験者の下位から15%を入学最低基準点として設定することを促すなど改善方策を打ち出しているが、さらに、文部科学省においては、入学者の質の確保を一層強化する観点から、適性試験管理委員会と協力しながら、適性試験の結果と法科大学院入学後の学内成績や司法試験の成績との相関関係を含め、その内容等について検証し、必要に応じて改善に向けた取組を促すことが適当である。

また、法科大学院への志願者数が減少する傾向にある中、法曹を志望する優秀な学部生や社会人等がより積極的に法科大学院に入学する環境を整えていくため、前述した法学未修者教育の充実と併せて、法学部教育との連携強化を推進するとともに、飛び入学や早期卒業など既存の仕組みの活用を検討することも考えられる。

なお、入学者選抜については、現在、社会人や非法学部出身者を確保することが入学者の質の確保の観点から難しくなりつつあるとの指摘もあるが、多様な人材を確保するとの司法制度改革の理念を可能な限り実現するよう努めるべきであり、前記「3.」の法学未修者教育の充実方策とも併せて検討することが求められる。

適性試験の最低基準点の設定について

【平成21年4月法科大学院特別委員会報告より抜粋】

- 適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。
- 統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関が、毎年の総受験者数や得点分布状況などを考慮しながら、当該年度の具体的な基準点を設定すべきである。

【現状】

- ① 適性試験の点数が総受験者の下位から15%未満の者については、入学者に占める標準修業年限修了者の割合、退学者の割合は全体と比較しても非常に厳しく、かつ、その修了者は全体（25,825人）の約1%（249人）にあたるのに対して、新司法試験合格者全体（11,105人）に占めるその割合は約0.2%（22人）であり、また入学者（注）の約95%が合格できていない状況（＝累積合格率が5%程度）である。
（詳細は別紙参照）
（注）標準修業年限を迎えていないため、平成21年度未修入学者、平成22年度入学者及び平成23年度入学者は除く。
- ② 現状において、適性試験実施機関においては総受験者数や得点分布状況等の公表は行われているものの、具体的な基準点の設定は行われていない。
- ③ 一方で、平成23年度入学者選抜においては、27の法科大学院において、自主的に入学者選抜における適性試験の最低基準点を設定している。（うち23校が下位15%以上の水準で定めている）

【今後の考え方】

以上のような状況を踏まえ、平成21年の特別委員会報告における適性試験の統一的な入学最低基準点の設定に係る考え方については、以下のような考え方としてはどうか。

- 適性試験において著しく低い点数の者については、入学後の学修状況や司法試験合格状況等を考慮すると、これらの者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。
- その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。
- また、入学最低基準点の設定にあたっては、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験生に対して周知することが必要である。

※ なお、適性試験は、多様な経歴を有する者について、法科大学院における学修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質・能力を測る共通の方法として、全ての法科大学院において有効かつ適正に活用されるよう、その内容・方法については更なる改善が求められる。

適性試験の点数が下位15%未満の者に関するデータについて

入学年度		法科大学院 合格者数	入学者数	退学者数	修了者数	新司法試験 合格者数
平成16年度入学	未修者	7	7	3	4	0
	既修者	21	6	0	6	2
平成17年度入学	未修者	28	21	7	14	0
	既修者	33	10	0	10	2
平成18年度入学	未修者	105	86	21	62	2
	既修者	49	28	0	28	12
平成19年度入学	未修者	108	80	32	42	0
	既修者	19	10	1	9	2
平成20年度入学	未修者	119	100	30	38	1
	既修者	23	18	0	18	1
平成21年度入学	未修者	134	93	25		
	既修者	27	21	1	18	0
平成22年度入学	未修者	67	49	8		
	既修者	17	13	0		
平成23年度入学	未修者	64	52	2		
	既修者	15	13	1		
合計	未修者	632	488(294)	128	160	3
	既修者	204	119(93)	3	89	19
	合計	836	607(387)	131	249	22
(参考)全体データ	未修者	43,176	24,104(17,378)	3,065	13,844	3,860
	既修者	29,203	16,687(12,848)	613	11,981	7,245
	合計	72,379	40,791(30,226)	3,678	25,825	11,105

(注)標準修業年限を迎えていないため、平成21年度未修入学者、平成22年度入学者及び平成23年度入学者は除く。
 ()内の数値は、平成21年度未修入学者、平成22年度入学者及び平成23年度入学者を除いた人数。

適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験合否との関連

- I) 適性試験と法科大学院成績の相関
- II) 適性試験と司法試験(2007〔H19〕～2011〔H23〕)の合否
 - a) 司法試験合格者の適性試験スコアは高い
 - b) 司法試験に早く合格する者の適性試験スコアは高い
- III) (参考) 入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提
 - a) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い
 - b) 法曹養成プロセスと各種試験
 - c) 相関係数の選抜効果

適性試験管理委員会事務局 2012年12月6日

1

I) 適性試験と法科大学院成績の相関

適性試験成績と学業成績の相関係数(中央値)

	1年次必修科目成績との相関	全必修科目成績との相関
既修者課程	0.361	0.234
未修者課程	0.657	0.688
両課程	0.480	0.534

*法科大学院統一適性試験(JLF)採用の6校の2004(H16)～2005(H17)入学生データ

*選抜効果を修正した相関係数

*中央値とは学校単位の相関係数を大小順にならべた場合に中央に位置する相関係数の値である。偶数個の場合は中央の2つの値の平均をとる。

出典：法科大学院協会『適性試験成績と法科大学院学業成績との相関関係に関する調査研究報告書【追加分】』(2008年3月)

合衆国適性試験(LSAT)成績と学業成績の相関係数(中央値)

	適性試験と1年次成績の相関
相関関係	0.39

* Law School Admission Council (LSAC)の相関研究プロジェクトに参加した全大学の2003年データ

* Law Schoolの1年次科目はほぼ必修科目のみ

出典：LSAC「LSAT(法科大学院統一試験)に関する相関研究シリーズ 第1年次の成績に関する報告書例」適性試験委員会編『法科大学院統一適性試験テクニカル・レポート2005』(商事法務、2006年)

※適性試験成績と1年次必修科目成績との相関係数の中央値は「既修者」0.361、「未修者」0.657であり、適性試験成績と学業成績との間には相関関係がある。

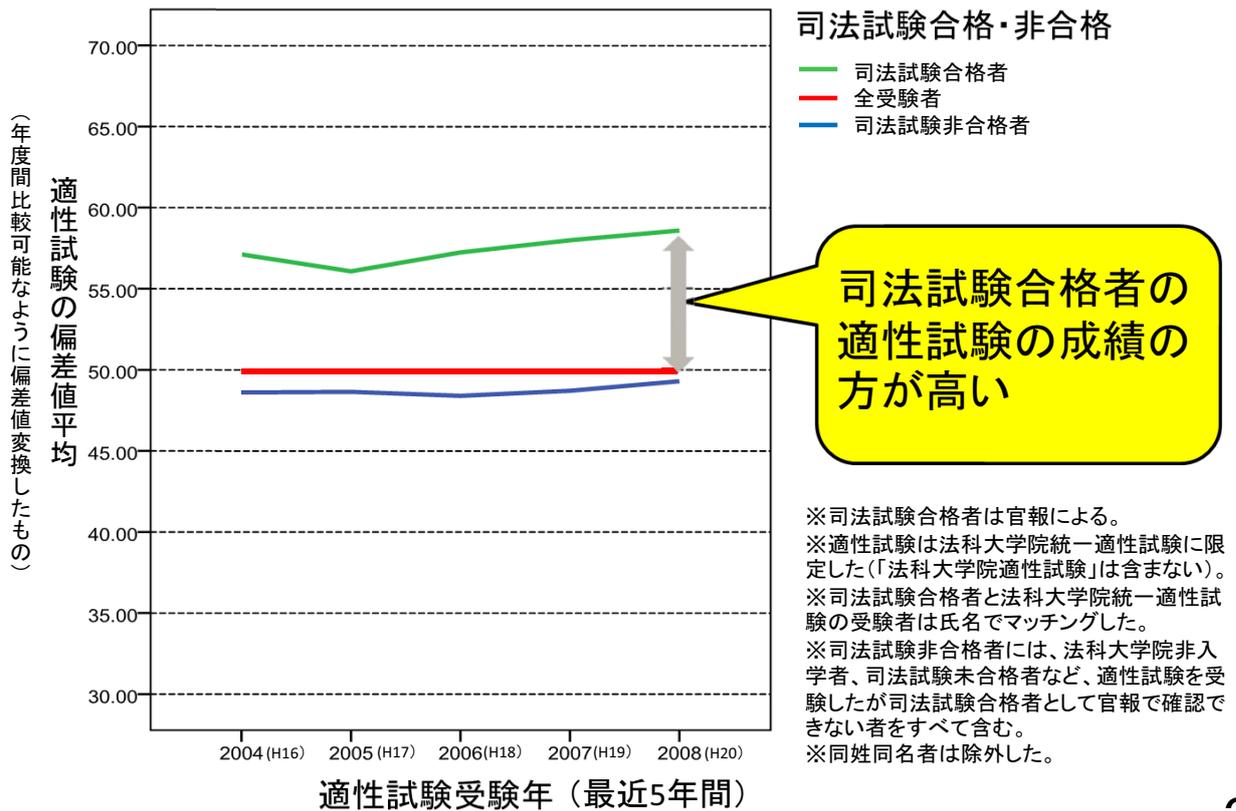
※相関係数は各大学で異なる値をとる。これは入学試験制度やそこでの適性試験の重みなどの違いに影響されていることも一因である。
※合衆国の同種の研究でも適性試験と1年次成績は、学校によって異なるが一定の相関を示している。

2

11

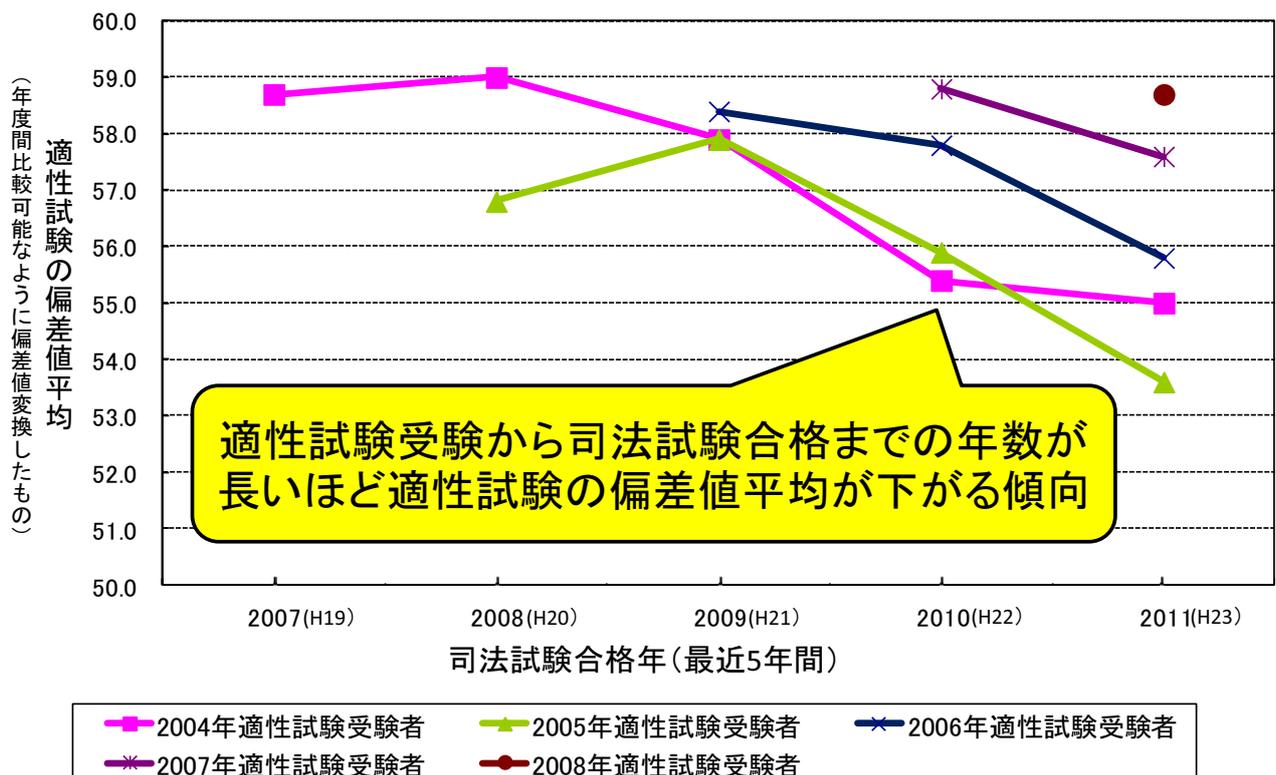
II) 適性試験と司法試験(2007〔H19〕～2011〔H23〕)の可否

a) 司法試験合格者の適性試験スコアは高い



3

b) 司法試験に早く合格する者の適性試験スコアは高い

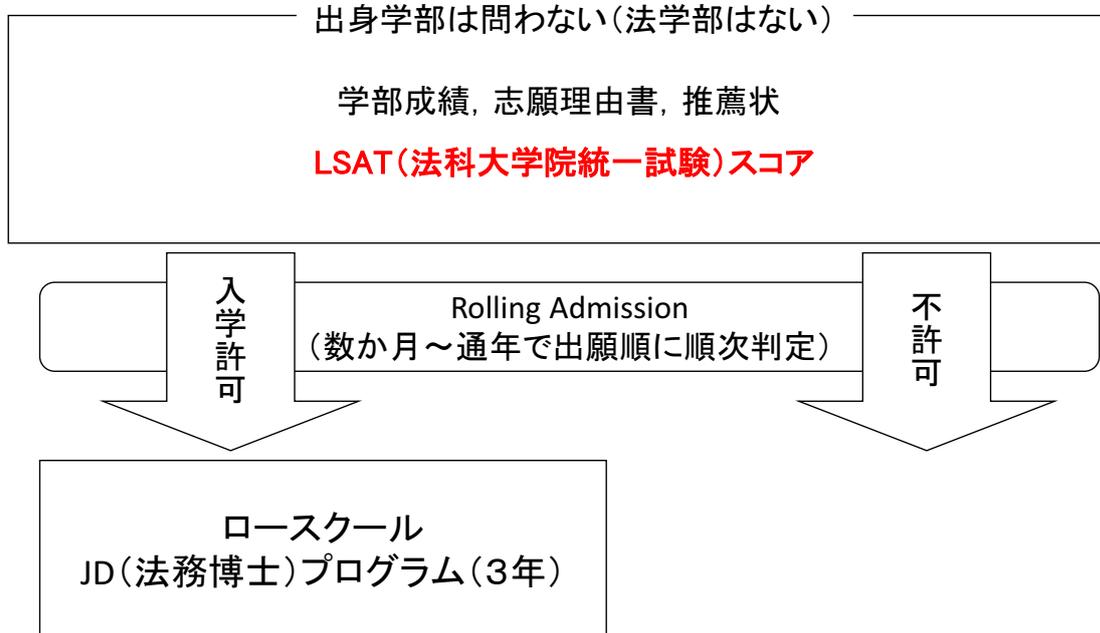


4

III) (参考)入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提

a-1) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い

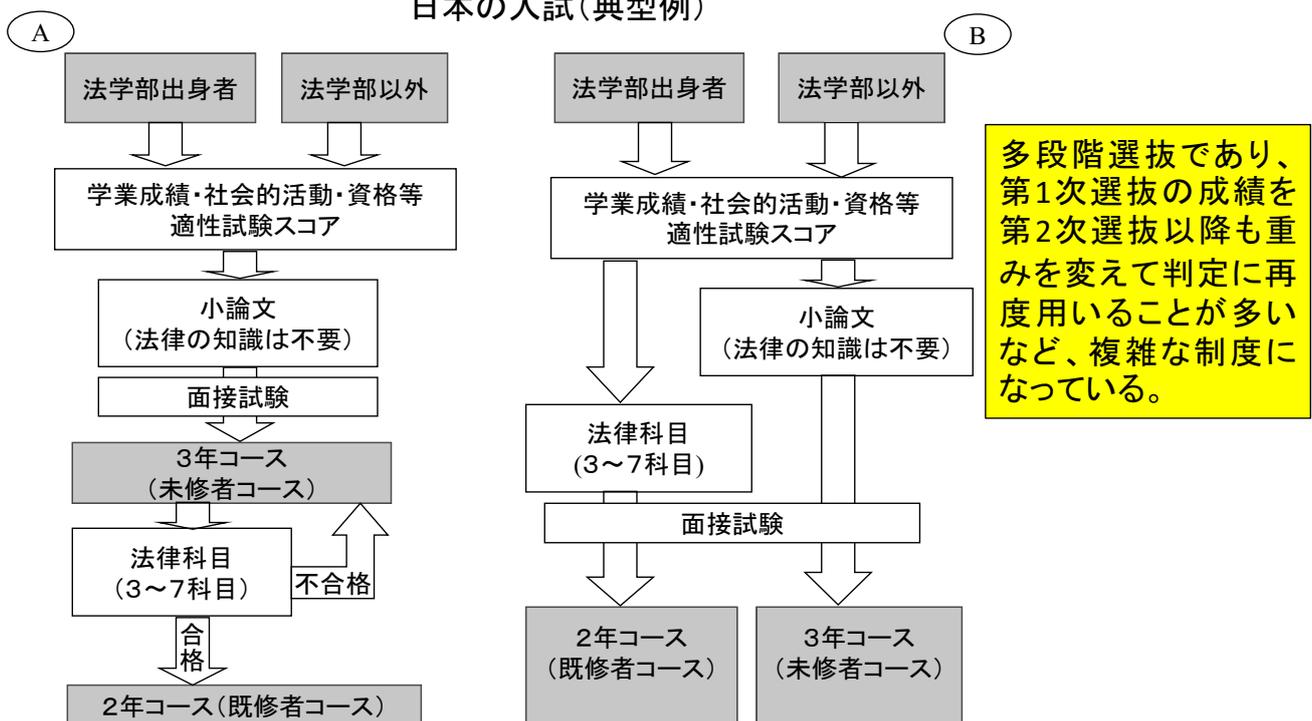
米国のロースクール入学者選抜(典型例)



5

a-2) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い

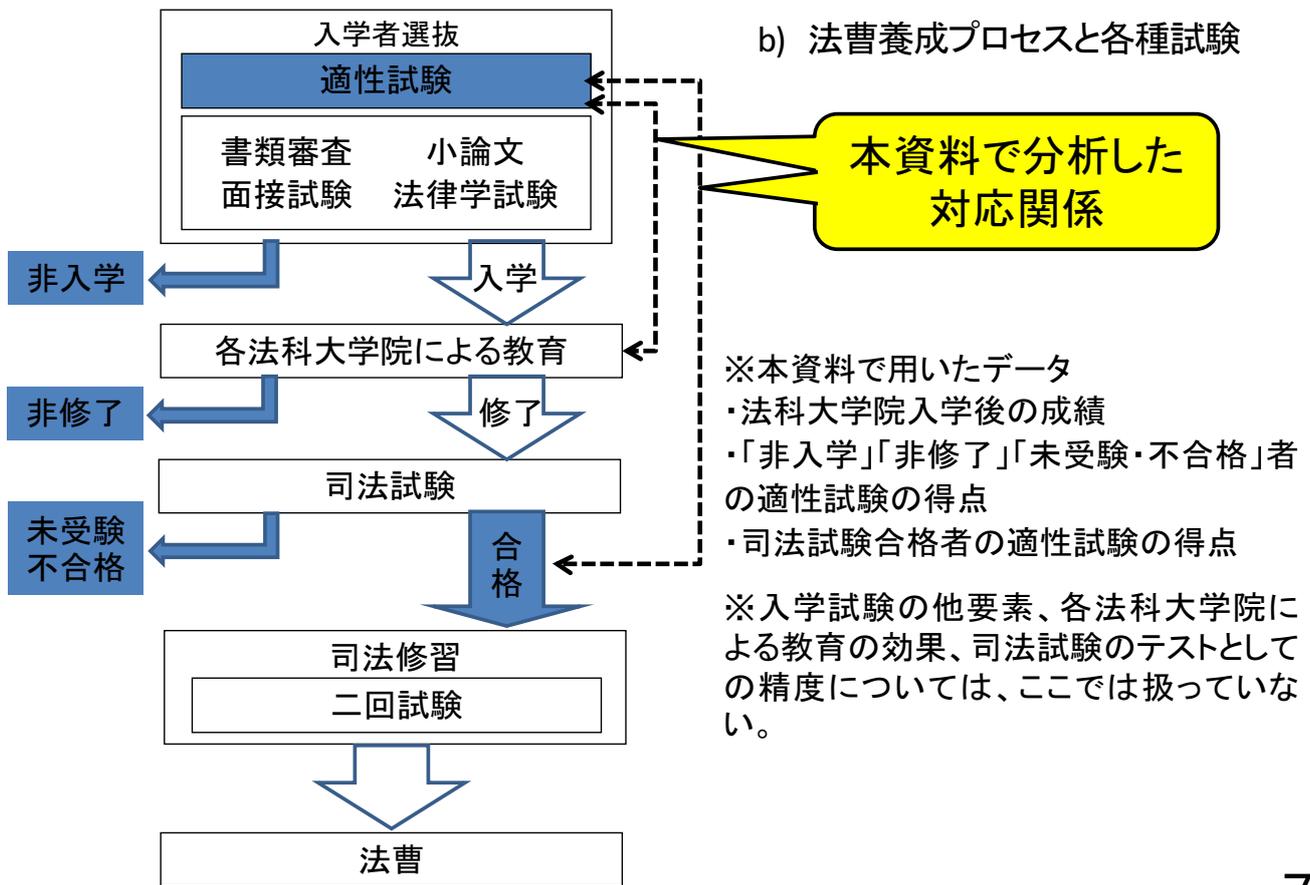
日本の入試(典型例)



6

13

III) (参考)入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提



c) 相関係数の選抜効果

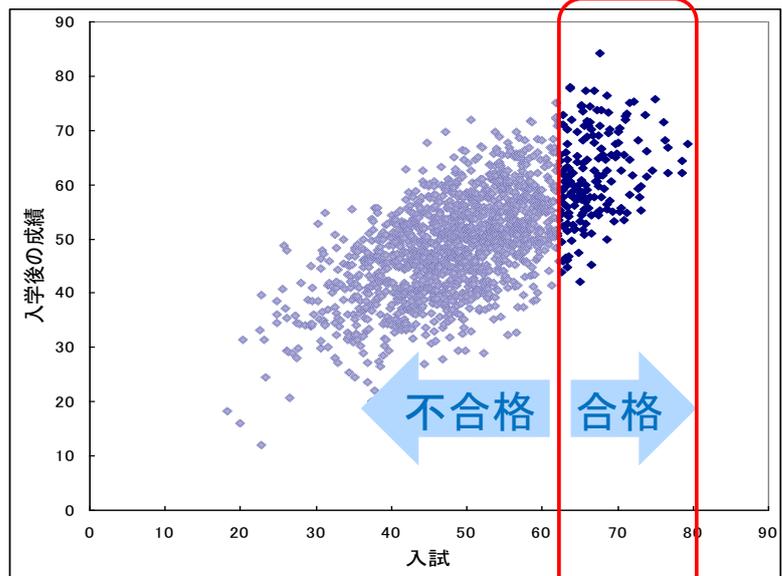
日本の医学部入学試験各科目と学業成績の相関係数の大きさの例

センター科目	平成7年度
英語	0.252
国語	0.336
社会	0.138
数学合計	-0.268
理科合計	-0.108
物理	-0.091
化学	-0.091
生物	-0.060

日本物理学会誌,Vol.55,No.8,2000,p.616

※選抜効果により、専門と関連の深い理系科目との相関がマイナスないしほぼ0になる場合がある。

選抜効果の概念図



相関計算に使えるデータ

不合格 合格

適性試験全受験者

入学後の成績のある者

※相関係数の計算に使えるのが学業成績のある入学者データのみのため、入学試験成績と学業成績の相関が本来あるべき相関より低く見積もられることは理論的に証明されている(選抜効果)。したがって、入学試験の一部である適性試験の予測的妥当性(学業成績との相関関係)を議論する場合にも、LSATと同様、すべての受験者が入学したと仮定した場合の相関に統計的に修正する必要がある。

参考：適性試験受験年と司法試験受験年との関係

適性試験 受験年	法科大学院 入学年	法科大学院修了年※ (司法試験1回目受験年)	
		既修者	未修者
2003(H15)	2004(H16)	2006(H18)	2007(H19)
2004(H16)	2005(H17)	2007(H19)	2008(H20)
2005(H17)	2006(H18)	2008(H20)	2009(H21)
2006(H18)	2007(H19)	2009(H21)	2010(H22)
2007(H19)	2008(H20)	2010(H22)	2011(H23)
2008(H20)	2009(H21)	2011(H23)	2012(H24)

※既修者は2年，未修者は3年で修了した場合。

第15回法曹養成制度改革顧問会議議事録(抜粋)

(平成27年1月27日開催)

【橋本顧問】(略) 3つ目は適性試験なのですが、アンケートの中に適性試験の有用性や実施時期、実施場所について疑問を提起するものが複数ございました。適性試験は法務研究財団や商事法務研究会の方々が財政的な負担を含めて大変な御苦勞をされて実施している制度でございまして、その有用性などに関しても過去に法科大学院での成績などとの概括的な相関性が示されたことがあったように記憶しています。

ただ、これから法科大学院の定員数を絞っていくことを考えますと、入学者選抜の在り方はより一層重要性が増していくように思いますし、適性試験制度が実施されて10年以上経過して、入学志願者をめぐる状況も相当に変化しているように思います。

そこで、今回のアンケートに書かれている実施時期や義務化等への疑問の検討も含めまして、この際、改めて入学者選抜における適性試験の存在意義・有用性とか、在り方などに関して、実施団体や法科大学院、国などの関係者を含めた皆様に議論ができる場を作るなどして、検討していただくことが望ましいですし、その必要がある時期に来ているという感想を持ちました。

【吉戒顧問】(略) それから、今、橋本顧問が適性試験のことをおっしゃいました。適性試験はこの場での議題ではないような気がいたしますけれども、私もこの正月休みに去年の適性試験の問題を自分でやってみたのです。論理問題や分析問題、長文読解問題がありましたが、よくできたいい問題だと思いました。頭の体操になりました。

ただ、これもおっしゃったように、アメリカのLSATをそのままねしてやったものなのです。そもそもアメリカには法学部がありませんからこういう問題でもいいのでしょうかけれども、日本で法学既修者にこういう問題をやらせるのはどうかというのが私の1つの疑問です。この制度も10年経ったわけなので、適性試験の在り方についてもすべき場で御検討されたらどうかと思います。